

米の需給と価格の安定を求める意見書

先般、令和3年産米の概算金が全農富山県本部から発表されたが、コロナ禍により業務用米の需要が低迷したことなどで、主力のコシヒカリでは1等60キログラム当たり昨年より2,000円（15.4%）減の11,000円、新品種の富富富では2,700円（18.6%）減の11,800円となった。

これら以外の品種の米価もすべて低下し、他県においても概算金は軒並み低下しており、米の生産農家においては、労賃も確保できない大変厳しい状況になると想定される。

令和3年産米の作付面積については、最終的に約6.2万～6.5万haの減少となるよう調整が行われたが、令和3年6月末の民間在庫は219万トン、令和4年末の民間在庫は210万トンと見込まれることから、米価の下落に歯止めがかからないと予想される。

米価の安定を図るためには米の需給バランスを保つことが重要だが、令和3年6月末の民間在庫では約40万トンが過剰となっており、適正な在庫量に戻すには生産者の努力だけでは解消できない状況となっていることから、現在の米の過剰在庫を解消し引き続き需給バランスを安定させるため、国においては以下の事項について実施されるよう強く求める。

記

- 1 米の生産数量の決定を産地にゆだねるのではなく、全国的に生産数量を調整できる体制を構築すること。
- 2 一時的に過剰となっている米の在庫を解消するため、備蓄米の運営改善等により調整を図ること。
- 3 コロナ禍において減少した米の需要回復と、コロナ収束後の消費拡大を図るため、パックご飯など新たな消費動向に対応できる取り組みを支援すること。
- 4 米の輸出を拡大するため、国が主体的に輸出先との交渉を進めるとともに、必要な施設整備を促進するなどサポート体制を強化すること。
- 5 飼料用米の需要を拡大するため、輸送費や施設整備等を支援し畜産農家の利用を推進すること。
- 6 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）や収入保険などのセーフティネットの発動を早め、必要な運転資金が確保できるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月24日

富山県入善町議会